

## 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの発効

弁護士 沢崎 敦一 / 弁護士 中崎 尚 / 弁護士 西山 洋祐

### Contents

日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み(以下「本枠組み」という)が 2019 年 1 月 23 日に発効した。そこで、本ニュースレターでは、本枠組みの発効に至る背景となる日本及び EU の規制について紹介するとともに、本枠組みの発効の意義を検討する。

### 要旨

外国にある第三者への個人情報の提供は、個人の情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)によって規制されている。個人情報保護法は、原則として、個人情報の提供を行う者が、本人の同意を得ることを要求している。

もっとも、2 つの例外が存在する。一方は、(1)情報の提供を受ける者が所在する国が、個人情報保護法と同等の水準の個人情報保護制度を有している国であると個人情報保護委員会により認められている場合である。他方は、(2)当該情報の提供を受ける者が、委員会規則に定める情報保護にかかる基準を自主的に遵守している場合である。

2019 年 1 月 23 日以前、(1)の例外に該当する国、すなわち十分な個人情報保護に関する法令を有していると個人情報保護委員会によって認められた国は存在しなかった。2019 年 1 月 23 日、個人情報保護委員会は欧州連合を当該例外に該当する法域として定め、日本の企業は初めて、当該例外に依拠することができるようになった。

### 1. 背景

日本においては、個人情報保護法が外国にある第三者への個人データの提供について規制している。個人データを外国にある第三者に提供するためには、個人情報保護法 24 条により、原則としてあらかじめ外国にある第三者に提供を認める旨の本人の同意を得る必要がある。もっとも、以下のいずれかの場合には例外的に上記の本人の同意取得が不要となる。①については、これまで、EU を含め、該当する国はないとされてきた。

① 提供先である第三者が所在する国が日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有してい

る国として委員会規則で定められている場合

- ② 提供先である第三者が必要な措置を継続的に講ずるため、委員会規則に定める基準に適合する体制を整備している個人情報取扱事業者である場合

また、EU<sup>1</sup>においては、EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という)44 条により、パーソナルデータを EU の域内から域外に移転(再移転を含む)することは原則として禁止され、GDPR45 条に基づく十分性認定のなされている国に対する移転である場合等の一定の場合にのみ許容されている。「十分性」とは、欧州委員会が、移転先のデータ保護レベルを評価した結果、特定の国・地域・国際機関等が十分なデータ保護レベルを確保していることを意味する。十分性の認定を受けた国等のリストは個人情報保護委員会のウェブサイト<sup>2</sup>でも確認可能である。

## 2. 意義

以上の状況の下で、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉が重ねられた。2018 年 7 月には、個人情報保護委員会が 1.①に記載の「日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」としての指定を EU に対して行い(以下「EU 指定」という)、欧州委員会が GDPR 45 条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至った。

この合意を踏まえて、日本においては、個人情報保護委員会が、上記の EU 指定を 2019 年 1 月 23 日付にて行った。また、欧州委員会においても、上記の日本の十分性認定がなされた<sup>3</sup>。

本枠組みの発効以前は、日本の企業が個人データを EU にある第三者に提供するためには本人の同意を取得するか、1.②に記載の例外に依拠する必要があった。また、EU 域内に所在する日本企業の現地法人が日本へと個人データを移転する場合には GDPR44 条により、本人の同意を取得するか、個人データの移転元と移転先との間でプライバシー等の保護に関する十分な保護措置等を内容とする適切な条項(標準契約条項(Standard Contractual Clauses)。以下「SCC」という)を含む契約の締結等に依拠する必要があった。しかし、本人からの同意取得に依拠することについては安定性に疑問があるなどのリスクが指摘されていた。また、1.②に記載の体制整備及び SCC を含む契約の締結のいずれも費用と労力を要するというデメリットがあった。

本枠組みの発効により、日本から EU 域内にある第三者への個人情報の提供が、個人情報保護法 24 条に基づく本人からの同意取得がなくともできるようになった<sup>4</sup>。すなわち、EU 指定の結果、1.①に記載の例外に依拠することで同意取得を要せずに EU 域内にある第三者への提供が可能となった。他方、EU から日本への個人データの移転についても、GDPR44 条の規制に服することがなくなった。すなわち、日本が十分性認定を受けたことにより、本人からの同意取得も SCC を含む契約の締結もせずに EU から日本への個人データの移転をすることが可能と

1 厳密にはアイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルクの EU 加盟 28 カ国にアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーの 3 カ国を含めた EEA 参加国 31 カ国であるが、本稿では単に EU とする。

2 <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>

3 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310123\\_pressstatement.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310123_pressstatement.pdf)

4 もっとも、EU 域内にある第三者への個人情報の提供は、個人情報保護法 23 条に服するのであり、23 条記載の例外に該当しない限り、本人の同意取得を要する。

なった。

個人情報保護委員会は、これにより、データが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出され、グローバルビジネスを展開する企業にとって、業務の効率化及びコストの削減等が見込まれる他、新たなビジネス・モデルを創造する契機となり、ひいては、消費者が享受する便益の向上にもつながることが期待されるとの予想を示している<sup>5</sup>。

### 3. 条件・留保について

本枠組みの発効により、日 EU 間での個人データの移転が円滑化されるのは上記で述べたとおりであるが、EU 指定及び十分性認定のいずれも無留保で個人データの移転を認めるものではないことに注意が必要である。

日本から EU への個人データの移転に関しては、EU 指定に伴い、個人情報保護法施行規則 11 条 2 項の規定に基づき以下の条件・留保が付されている。

- ① EU 指定に依拠して個人データの提供する場合の外国にある第三者とは、EEA 参加国 31 カ国に所在し、一般データ保護規則に基づく規律に服する者でなければならない。
- ② 個人情報保護委員会は、2019 年 1 月 23 日から 2 年以内、その後少なくとも 4 年ごとに、或いは個人情報保護委員会が必要と認めるときに、EU 指定の対象となる国の見直しを行う。

十分性認定後の EU から日本への個人データの移転に関しては、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール<sup>6</sup>」（以下「補完的ルール」という）を遵守した運用が求められている。

なお、補完的ルールは本枠組みの発効に先立つ 2018 年 9 月の段階で案が作成され公表されていたが、2019 年 1 月 23 日現在においても従前公表されていた案の内容のままで確定版として公表されている。

また、本枠組みの発効に伴い、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「通則編」及び「外国にある第三者への提供編」がアップデートされた<sup>7</sup>。しかしながら、主な変更の内容は、EU から十分性認定を受けたこと及び日本が EU 指定を行ったことの記載の追加とレファレンス番号の変更などの形式修正にとどまっている。

以上の事実より、今後、補完的ルールには大きな修正はなされないものと予想される。

---

5 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310122\\_houdou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310122_houdou.pdf)

6 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary\\_Rules.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)

7 変更箇所はそれぞれ [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_guidelines01\\_shinkyu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01_shinkyu.pdf)  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_guidelines02\\_shinkyu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines02_shinkyu.pdf)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 沢崎 敦一([nobuhito.sawasaki@amt-law.com](mailto:nobuhito.sawasaki@amt-law.com))  
弁護士 中崎 尚([takashi.nakazaki@amt-law.com](mailto:takashi.nakazaki@amt-law.com))  
弁護士 西山 洋祐([yosuke.nishiyama@amt-law.com](mailto:yosuke.nishiyama@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。